

東大阪市令和8年度納税通知書用封筒広告取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、東大阪市（以下「市」という。）が令和8年度分の納税通知書等を送付する際に用いる封筒（以下「封筒」という。）に広告を掲載することに関し、東大阪市有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）、東大阪市有料広告掲載基準（以下「基準」という。）、及び東大阪市広告掲載審査委員会設置規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（封筒の種類）

第2条 広告を掲載する封筒の種類は、次に掲げるものとする。

- （1） 軽自動車税（種別割）納税通知書用封筒
- （2） 固定資産税・都市計画税納税通知書用封筒
- （3） 市民税・府民税・森林環境税（普通徴収用）納税通知書用封筒

（参考）令和7年度発送件数

（単位：件）

発送時期	【当初発送分】 ア：5月上旬 イ：4月下旬 ウ：6月上旬		【月例】 7月から翌年度 5月までの各月 上旬 ※件数は各月合計	合計
	（区内 特別）	（料金後納）	（区内特別）	
ア 軽自動車税	77,376	4,943	—	82,319
イ 固定資産税	142,393	27,131	—	169,524
ウ 市民税	74,460	—	約 15,000	約 89,000

ア、イの月例、ウの料金後納は広告掲載の対象外

件数は参考数値であり、実際の件数が上表の件数と異なった場合でも、決定した広告掲載料の変更は行わない。

（広告の掲載位置及び規格など）

第3条 広告の掲載位置、規格等

- （1） 掲載位置 第2条の各封筒の裏面 詳細は別紙1「封筒レイアウト」のとおり

(2) 掲載枠 1 封筒に 1 枠

(3) 規格

	形	縦長（最大）	横長（最大）
ア 軽自動車税	方形	60 ミリメートル	80 ミリメートル
イ 固定資産税	方形	60 ミリメートル	180 ミリメートル
ウ 市民税	方形	60 ミリメートル	180 ミリメートル

(4) 刷色 封筒の印刷に使用する色と同色とし、単色とする。

	刷色
ア 軽自動車税	紺色
イ 固定資産税	茶色
ウ 市民税	青色

(5) 広告主は、広告には、広告主の名称及び連絡先を記載しなければならない。

連絡先は、電話番号又はホームページアドレスとし、ホームページアドレスは英数字の外、二次元コードでの記載も可能とする。

(6) 広告主は、広告内の右上部に、縦 5 ミリメートル、横 10 ミリメートル以上の実線方形枠を設け、枠内に「広告」と表示しなければならない。

(7) 市は、広告欄外の下部に注釈として「東大阪市では、財源確保の一環として広告を掲載しています。広告内容等について東大阪市が推奨するものではありません。」と記載する。

（封筒の使用目的及び使用期間）

第 4 条 広告を掲載する封筒は、各税目の納税通知書等の発送に使用するものとする。その使用期間は、各税目において当該年度の納税通知書等を最初に送付した時から、最長で概ね 1 年間とする。

2 市は、前項に定める使用目的の外、広告を掲載した封筒の画像を市のウェブサイト又は広報物に掲載する場合がある。画像の掲載にあたっては、必要な範囲で、市で画像を加工又は改変するものとする。

（広告掲載料の最低募集価格）

第5条 最低募集価格は、消費税及び地方消費税を含むものとし、広告の公募時に公表することで、当該金額以上の広告掲載料の応募を求めるものとする。

	基準額	消費税及び 地方消費税	合計 (最低募集価格)
ア 軽自動車税	80,000 円	8,000 円	88,000 円
イ 固定資産税	160,000 円	16,000 円	176,000 円
ウ 市民税	80,000 円	8,000 円	88,000 円

（公募による募集）

第6条 広告掲載希望者の募集は、公募の方法によるものとする。

- 2 前項に定める公募は、市の広報紙、掲示物、ウェブサイト又はSNS若しくはそのいずれかの組合せで行う。
- 3 公募した結果、広告掲載希望者の応募が無い、又は第10条に規定する広告掲載契約の締結に至らなかった場合は、公募以外の方法で募集することを可能とする。
- 4 前項に定める公募以外の方法で募集し、応募があった場合は、第8条に規定する決定方法に関わらず、広告申込額が最低募集価格以上であり、広告掲載希望者及び広告の内容を審査し、封筒に掲載するにあたり適正であると認められる者を掲載広告主として決定することを可能とする。

（広告掲載の申込み等）

第7条 広告掲載の申込みは、広告掲載申込書（様式第1号）に次に掲げるものを添えて行うものとする。

- (1) 掲載広告の見本
 - (2) 事業者にあつては、その事業の概要が分かる書類
 - (3) 資格又は免許を必要とする業種にあつては、それを証する書類の写し
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市が必要であると認める書類
- 2 申込みで提出された書類は、広告の掲載非掲載を問わずこれを返却しない。

（広告掲載の決定等）

第8条 封筒の種類ごとに、最も高い広告申込額であつて、広告掲載希望者及び広告の内容を審査し、封筒に掲載するにあたり適正であると認められる者（以

下「候補者」という。)を掲載広告主として決定する。

- 2 候補者が、2 者以上のときは、後日、候補者全員によるくじにより決定する。
くじの実施方法は、市が指定する。
- 3 前項の規定に基づくくじ実施日時と場所は、候補者に通知する。
- 4 くじに参加しなかった候補者及び遅刻した候補者は棄権したものとみなし、
くじ結果について異議を申し立てることはできないものとする。
- 5 掲載広告の広告主は、自己の権利を他人に譲ることはできないものとする。
- 6 掲載広告の決定について、疑義が生じたときは、関係課に協議できるものと
し、必要があると認められるときは、規程に定める広告掲載審査委員会に審査
を依頼することができる。
- 7 掲載広告が決定したときは、決定通知書（様式第 2 号）により申込者に通知
するものとする。

（広告掲載の制限）

第 9 条 要綱及び基準に規定するもののほか、広告掲載の制限基準は別紙 2「納
税通知書用封筒広告審査基準」に規定するものとする。

（契約の締結）

第 10 条 市は、広告主と、広告掲載の決定後の手続きについて、別に定める契
約書により契約を締結するものとする。

（広告掲載料の納入等）

第 11 条 広告主は、広告掲載料を市の指定する期日までに納入しなければなら
ない。広告掲載料の納入は、第 8 条第 7 項の通知に同封する納付書を用いて、
市指定の金融機関等で行うものとする。

（掲載する広告の原稿）

第 12 条 広告主は、前条の指定期日までに、掲載しようとする広告の原稿を、
市が指定する方法で提出しなければならない。

（1） 提出の方法

市が指定する USB メモリに、広告の原稿データを格納し、提出する。

（2） 提出するデータの形式

AI 形式及び JPEG 形式

文字はアウトライン化（フォントの置き換わりを避けるため、文字を図形

に変換する作業)したもので、修正を加えることなく印刷可能な完全データとする。

(3) その他

市が指定する方法、ファイル形式で提出できない場合は、市と広告主とで協議のうえ、決定するものとする。

2 市は、要綱、基準、要領に定める掲載基準を満たすため、広告主に広告の原稿の修正・削除を指示できるものとし、広告主は正当な理由が無い場合は、修正・削除に応じなければならない。

3 広告主による広告原稿の校正は1回とし、校正の時期は市が指定するものとする。市は、校正後の封筒原稿を市が指定する方法で、広告主に送付するものとする。

(広告主の負担)

第13条 応募原稿の作成費用、掲載決定後の広告原稿の校正費用、及び第10条の契約書に係る収入印紙代は、広告主の負担とする。

(発送件数の報告)

第14条 市は、封筒の各種類ごとに、当初の封筒発送後に、広告主に対して発送件数を業務完了届(様式第3号)により、封筒の現物をあわせて報告する。市民税用の封筒は、当初の発送件数に当該封筒を使用する月例予定件数を加えた件数とする。

(広告掲載の取消し)

第15条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載に係る決定を取消し、契約を解除することができる。

(1) 掲載を決定した広告の内容が、第9条に定める制限項目に該当するに至ったとき。

(2) 封筒の掲載延期、編集・発送上支障があると認めたとき。

(3) 掲載を決定した広告主による社会的信用を著しく損なうような行為があったとき。

(4) 市が指定する期日までに、広告主が広告掲載料を納入しなかったとき。

(5) 市が指定する期日までに、広告主が広告の原稿を提出しなかったとき。

(6) 広告主が、要綱、基準又はこの要領に定める規定に反したとき。

(7) 広告主が、虚偽の申請その他不正の手段により、第8条第1項の掲載決定

を受けたとき。

- (8) 広告主が、第 12 条第 2 項の規定による広告仕様の変更に従わないとき。
- (9) 市の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

(封筒の処分等)

第 16 条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告を掲載した封筒の処分、塗りつぶし等を行うことができる。

- (1) 第 4 条に定める広告掲載の期間満了後
- (2) 第 15 条各号の規定により広告掲載にかかる決定の取消し、又は契約の解除をしたとき。
- (3) 広告主の申し出により掲載を取り下げる場合、又は広告主の責により、広告掲載が不相当と認められる事由が発生した場合
- (4) 広告主が倒産、解散等により消滅したとき。

(委任)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

(様式第 1 号) 東大阪市納税通知書用封筒広告掲載申込書兼誓約書

令和 年 月 日

(宛先) 東大阪市長

東大阪市納税通知書にかかる封筒に広告を掲載したいので、東大阪市納税通知書用封筒広告取扱要領第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり申し込みます。

また、申し込みにあたり、裏面記載事項の内容を理解したうえで、誓約・同意します。

申 込 者 所 在 地								
申 込 者 名 称								
代 表 者 職 氏 名								
担 当 者 部 署								
担 当 者 氏 名								
連 絡 先 電 話 番 号								
担当者メールアドレス	☐ このアドレスに、次回の封筒広告募集のお知らせを希望します。							
申込する封筒の種類 (いずれか 1 つにチェック)	☐ 軽自動車税（種別割）納税通知書用封筒 ☐ 固定資産税・都市計画税納税通知書用封筒 ☐ 市民税・府民税・森林環境税（普通徴収用）納税通知書用封筒							
【 申 込 額 】 広 告 掲 載 料 (消費税及び地方消費税 合計 10%を含む)			百 万			千		円
	※ 申込額は、最低募集価格以上の金額をご記入ください。 申込額の先頭には¥をご記入ください。							
遵 守 事 項	「東大阪市納税通知書用封筒広告取扱要領」及び 「納税通知書用封筒広告審査基準」の記載事項							

誓約書

私は、東大阪市が東大阪市暴力団排除条例に基づき、市の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 一 私は、東大阪市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 二 私は、前号に掲げる者の該当の有無を確認するため、東大阪市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 三 私は、本誓約書及び役員名簿等が東大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
- 四 私が本誓約書一に該当する事業者であると東大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は東大阪市の調査により判明した場合は、東大阪市が東大阪市暴力団排除条例及び東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱に基づき、東大阪市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

同意書

私は、東大阪市納税通知書にかかる封筒広告の掲載申込みにあたり、東大阪市に納付すべき市税に滞納が無いことを誓約します。

当該市税の滞納の有無を確認するために、東大阪市が私の市税の納付状況を調査することに同意します。

添付文書

- (1) 広告の原稿（広告内容の確認のため。過去のものでも可）
 - (2) 事業の概要が分かる書類（ウェブサイトを印刷した物、パンフレット等）
 - (3) 資格または免許を必要とする業種の場合、それを証する書類の写し
- ※ 提出された書類は、広告の掲載・非掲載を問わず返却いたしません。

(様式第 2 号) 東大阪市納税通知書用封筒広告

掲載

不掲載

決定通知書

東大阪市税税第 号

令和 年 月 日

様

東大阪市長

印

令和 年 月 日付けで申し込みがあった東大阪市納税通知書用封筒への広告掲載について、東大阪市納税通知書用封筒広告取扱要領第 8 条第 7 号の規定により、次のとおり

掲載

不掲載

を決定しましたので通知します。

決定区分	☐ 掲載を決定します。 ☐ 以下の理由により掲載できません。 【理由】
掲載する封筒の種類	☐ 軽自動車税（種別割）納税通知書用封筒 ☐ 固定資産税・都市計画税納税通知書用封筒 ☐ 市民税・府民税・森林環境税（普通徴収用）納税通知書用封筒
広告掲載料	円 （うち消費税及び地方消費税額 円）
広告掲載料納入期限	令和 年 月 日 ※上記期日までに、別紙納付書により、指定の金融機関等でお支払いください。
広告原稿の提出期限	令和 年 月 日 ※上記期日までに、広告の原稿データを市へ提出してください。
備考	

(様式第 3 号) 業務完了届 (東大阪市納税通知書用封筒広告掲載業務)

令和 年 月 日

様

東大阪市長

平素は、本市税務行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。
お申込みをいただきました下記業務が、この度完了いたしましたのでご報告いたします。
今後とも、本市税務行政にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

業務名	東大阪市納税通知書用封筒広告掲載業務
封筒の種類	☐ 軽自動車税（種別割）納税通知書用封筒 ☐ 固定資産税・都市計画税納税通知書用封筒 ☐ 市民税・府民税・森林環境税（普通徴収用）納税通知書用封筒 添付見本のとおり
発送件数	件
発送日	令和 年 月 日

(別紙1) R8当初 軽自動車税(種別割) 納税通知書用封筒レイアウト案(裏)



【備考】広告の刷色は封筒の印刷に使用する色と同色とし、単色とする。
広告内には、縦5mm、横10mm以上で「広告」と表示しなければならない



【備考】広告の刷色は封筒の印刷に使用する色と同色とし、単色とする。
広告内には、縦5mm、横10mm以上で「広告」と表示しなければならない



【備考】広告の刷色は封筒の印刷に使用する色と同色とし、単色とする。
広告内には、縦5mm、横10mm以上で「広告」と表示しなければならない

(別紙2) 納税通知書用封筒広告審査基準

1. 広告掲載希望者の審査基準

(1) 「東大阪市有料広告掲載基準」より

「東大阪市有料広告掲載基準」

(業種又は業者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する業種又は業者に係る広告は掲載することができない。なお広告の表示中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当するもの
- (2) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (3) たばこに係るもの
- (4) 法律に定めのない医療類似行為を行うもの
- (5) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの
- (6) 市の指名停止措置を受けているもの
- (7) その他市資産の性質等により広告を表示する業種又は業者として適当でないと認められるもの

(2) (1)の他に納税通知書用封筒において定める審査基準

次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、掲載しないものとする。

- (1) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）法律第2条に規定する貸金業
- (2) 興信所、探偵事務所等の私的な秘密事項の調査に関する業種
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）で、連鎖販売取引と規定される業種
- (4) 投機的商品に関する業種
- (5) 債権の取立て又は示談引き受け等に関する業種
- (6) ギャンブル（宝くじ・公営ギャンブルを除く）に関する業種
- (7) 占い、運勢判断に関する業種
- (8) 結婚相談所・交際紹介に関する業種

- (9) 行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (10) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の処分を受けている事業者
- (11) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (12) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種及び事業者
- (13) 本市の市税を滞納している事業者
- (14) 法人等においては、企業の基本情報が開示されていない事業者（正式名称、本社所在地、代表者名、従業員数、資本金、組織、職歴、業務内容等）
- (15) 暴力団、その他反社会的団体、関連事業者及びそれらの構成員
- (16) その他封筒に広告を掲載することが適切でないと認められるもの

2. 広告の内容の審査基準

(1)「東大阪市有料広告掲載要綱」より

「東大阪市有料広告掲載要綱」

(広告の対象範囲等)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害、名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又はこれらに類するもの
- (5) 個人の氏名を宣伝するおそれのあるもの
- (6) 公衆に不快の念を与えるおそれがあるもの
- (7) 市の公共性、中立性及びその品位を損うおそれのあるもの
- (8) 社会問題について主義主張するもの
- (9) 当該広告事業の内容を市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (10) 東大阪市屋外広告物条例の規定に反するもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として不適当と認めるもの

(2)「東大阪市有料広告掲載基準」より

「東大阪市有料広告掲載基準」

(掲載基準)

第5条 次のいずれかに該当する内容の広告は、掲載することはできない。また、広告の表示中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。なお、市は広告の案ごとに、その具体的内容を判断するものとし、修正・削除等の変更が必要な場合は、広告募集業者又は本市が直接広告を募集する者(以下「広告募集業者等」という。)に指示できるものとし、広告募集業者等は正当な理由がない場合は、修正・削除に応じなければならない。

- (1) 法令等により製造、販売、提供等を行うことができない商品又はサービス、許可等を受けていない商品その他広告として掲載することが適当でないと認められる商品又はサービスに係るもの
- (2) 他の者を誹謗し、中傷し又は排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 不当な差別等人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

- (4) 公の選挙の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 宗教団体による布教推進を目的とするもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 広告する商品又はサービスとは無関係に裸体等を表示することによって単に目立たせるもの
- (9) 次のいずれかに該当するものであって、青少年にとって有害であると認められるもの
 - ア 性的感情を著しく刺激するもの。
 - イ 犯罪を著しく誘発するおそれのあるもの。
 - ウ 粗暴性、残虐性を著しく助長するもの。
- (10) 消費者の利益の確保及び公正な競争の確保を妨げるおそれのある次の表示を含む広告
 - ア 実際よりも、又は競争事業者のものよりも、著しく優良又は有利であると消費者に誤認される表示。(合理的な根拠を示す資料を求めた場合において、提出がない場合は不当表示とみなすこととする。)
 - イ その他消費者を誤認させるおそれのある表示。
 - ウ 射幸心をあおる表示。